

「騒音規制法の規制対象施設の在り方について」

第二次中間報告（案）

平成21年 月 日

中央環境審議会騒音振動部会

騒音未規制施設専門委員会

「騒音規制法の規制対象施設の在り方について」 騒音未規制施設専門委員会第二次中間報告（案）

1. はじめに

平成8年7月25日付け諮問第39号により中央環境審議会に対し諮問のあった「騒音規制法の規制対象施設の在り方について（諮問）」については、近年の騒音に係る苦情等の実態に的確に対応し、生活環境の保全を図るため、騒音規制法（昭和43年法律第98号）の規制対象となる工場・事業場に係る特定施設（※）の在り方について、同審議会騒音振動部会騒音未規制施設専門委員会において検討されることとなった。その後、同審議会において中間答申（平成8年11月28日）（以下「平成8年中間答申」という。）がなされ、同法の規制対象施設として切断機を追加することが適当とされたが、ボイラ、冷凍機、冷却塔（クーリングタワー）については、「規制対象施設への追加を含む対策の在り方について更に検討を行う必要がある。」とされた。また、同中間答申において、今後の検討に当たっての課題として、「規制対象施設の追加等を検討するに当たっては、都市・生活型の施設への対応、低騒音型施設の普及、現行の特定施設の考え方の見直しや騒音の評価手法の在り方等を含め、幅広い見地から検討する必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、規制対象となる特定施設として追加する選択肢の他、幅広い低騒音化に向けた手法も含めた総合的な検討が必要となった。

一方で、平成16年3月に閣議決定された規制改革・民間開放推進3カ年計画において、（社）日本経済団体連合会から「騒音規制法及び振動規制法に規定する特定施設の圧縮機のうち、スクリー式圧縮機は従前に比べて騒音・振動が改善されていることから規制対象外とすべき。」との要望があり、これを踏まえた検討が必要となった。

これらの状況を踏まえ、ボイラ、冷凍機、冷却塔、及びスクリー式圧縮機（以下「未規制施設等」という。）について、施設の騒音レベル・設置数・苦情件数・条例規制等の実態、並びに地方公共団体の意向等を踏まえた特定施設としての規制対応の他、製造メーカーが施設に騒音レベル等を表示することなどにより、メーカー側における低騒音化の取組や設置者側における低騒音機器の導入を促す制度（以下「騒音ラベリング制度」という。）等の規制以外の手法など、施設の対策・低騒音化に向けた今後の在り方について幅広く検討を行った。

本専門委員会では、騒音規制法の規制対象とされていない施設の対策・低騒音化に向けた今後の在り方についての検討結果を得たので、今般、中間報告としてとりまとめることとしたものである。

※特定施設とは、騒音規制法第2条第1項に基づき、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるものをいう。

2. 対象施設の現状

未規制施設等の検討にあたっては、対象施設毎の設置状況等、対象施設毎の騒音レベル、未規制施設等に関する苦情件数、地方公共団体の取組の現状、施設毎の騒音防止対策等の現状等について整理を行った。対象施設の現状については、別添資料の通り。

3. 特定施設の追加等に関する基本的な考え方

平成8年の中央環境審議会中間答申において、今後の検討に当たっての課題として、「規制対象施設の追加等を検討するに当たっては、都市・生活型の施設への対応、低騒音型施設の普及、現行の特定施設の考え方の見直しや騒音の評価手法の在り方等を含め、幅広い見地から検討する必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、今回、特定施設の追加等に関する選定要件を含め、基本的な考え方について総合的に検討した。特定施設の追加等に関しては、以下の観点を踏まえ、総合的に判断するものとする。

(選定要件)

- (a) 殆どの施設から発生する騒音レベルが、屋内で使用される施設については1 m地点で80dB以上、屋外で使用される施設については1 m地点で70dB以上であること（※1）。
- (b) 施設に係る騒音苦情件数が一定以上（工場・事業場に係る苦情のうち概ね1%以上）であること。ただし、近年の苦情件数の増減傾向についても考慮する。
- (c) 地方公共団体の条例等による規制が多いこと（都道府県及び政令指定都市のうち概ね10以上）。ただし、地方公共団体の騒音規制法による規制に関する意向についても留意する。
- (d) 施設の設置数が全国的に普及していること（1万台以上）。
- (e) 規制以外の手法により低騒音化に向けた対応ができないこと。（※2）

(配慮事項)

以下の事項についても併せて検討する。

- ・効果的な防音対策が合理的費用で実施できること。
- ・騒音規制法の趣旨に鑑み、規制対象とすることにより小規模事業者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないこと。
- ・対象となる施設数等の観点から効果的かつ効率的な規制を履行することが可能であること。
- ・その他特に勘案すべき事項について、考慮されていること。

なお、すでに規制対象施設となっている施設については、特定施設から発生するデータに関する騒音レベル値が概ね(a)に示す騒音レベルの値を下回ることで、規制と同等の効果が見込める対策が確実に実施されている場合などについては、上記(a)～(e)の選定要件や配慮事項を考慮し、特定施設からの除外について個別・具体的に検討する。

※1 平成8年に検討され規制対象となった施設（切断機（といしを用いるものに限る。））については、定格出力に拘わらず、すべての騒音レベルが選定要件で示されている値を超過している。

※2 「規制以外の手法により低騒音化に向けた対応ができないこと。」とは、具体的には、騒音ラベリング制度や施設を設置・使用する際の騒音発生防止に配慮するためのガイドライン（以下「設置ガイドライン」という。）等の規制以外の手法による効果が望めない場合を指す。

4. 規制以外の多様な騒音対策手法の導入に関する方針

騒音規制法の規制対象施設等の検討に当たっては、小規模事業者等が講じやすい騒音防止対策の方法などを充分勘案し、規制と規制以外の手法を適切に組合せ、効果的かつ効率的な騒音低減対策を実施していくことが求められる。このため、規制以外の多様な騒音対策手法を導入できるよう検討することが必要である。

第3次環境基本計画（平成18年4月）において、「環境政策の展開の方向性として、規制的手法とともに、経済的手法、自主的取組手法、情報的手法、手続的手法といった諸手法を効果的に組み合わせること」が謳われており、未規制施設等の対応に当たり多様な政策手段を組み合わせる騒音問題が確実に改善されるよう総合的に検討していくことが重要である。

そこで、特定施設以外であって、小規模な事業者において設置され、施設の設置台数が多い施設等に対しては、低騒音化に向けた取り組みとして、情報的手法である「騒音ラベリング制度」や自主的取組手法である「設置ガイドライン」等の規制以外の手法も視野において充実していくことが肝要である。EUや米国においては、機器・機械を対象に騒音レベル等を示す騒音ラベリング制度が導入されている。

我が国においても低騒音型機器の普及による低騒音社会を目指し、機器・機械に騒音レベル等を表示する騒音ラベリング制度の導入や規制対象外の施設の適正な設置・維持管理等、低騒音化を着実に進めるための規制以外の手法についても検討する必要がある。

（1）騒音ラベリング制度

騒音ラベリング制度は、メーカー側において一定の騒音レベル等の状況を保証するなどの低騒音機器の普及を促す制度であることから、小規模な事業者において設置され、施設の設置台数が多い施設等についても、当該設置者の騒音防止対策を講じる際の負担を軽減する効果も期待され、規制的手法が馴染まない施設についても低騒音化を着実に図ることが期待できる手法である。

騒音ラベリング制度の制度化に当たっては次に掲げる事項等の検討が必要である。

- ①対象施設への適用の可能性
- ②騒音ラベリング制度で用いる騒音評価量（音響パワーレベル、一定距離における騒音レベル等）
- ③測定機関・認証機関・情報公開などの騒音ラベリング制度の導入に当たって必要な制度
- ④騒音ラベリング制度の対象施設に対する地方公共団体の関与の在り方 等

なお、騒音ラベリング制度の制度化に当たっては次の事項等に留意する必要がある。

- ・国際的調和の観点から、諸外国における類似のラベリング制度との調和
- ・騒音レベルとエネルギー効率の相関性について科学的知見を検討した上での機器の低騒音化と低炭素社会の形成に向けた機器の省エネルギー化を図るためのラベリングや、その他のラベリング制度の活用などによる効率的かつ効果的な制度運用の可能性
- ・施設を設置・使用する者や施設維持管理者等の実態を考慮した実効性のある騒音ラベリング制度の実現

(2) 各種ガイドラインの策定

施設を設置・使用する事業者側において既設の施設や多様な構造特性を有する施設などに対し、低騒音化に向けた取り組みとして、施設を設置・使用する際の騒音防止対策や施設の経年的な劣化に伴う騒音発生に対処するための維持管理方法を明らかにし、これに基づき着実な対策が実施されることにより低騒音化を図ることも重要である。このため、施設の設置・使用や維持管理に関するガイドライン等の策定も必要である。具体的には、次のガイドラインの策定が考えられる。

①施設設置・使用の際の騒音発生防止に配慮するためのガイドライン

②施設維持管理の際の騒音発生防止に配慮するためのガイドライン

なお、施設設置・使用者や施設維持管理者等の実態を考慮した実効性のあるガイドラインを策定するよう留意する必要がある。

騒音ラベリング制度を実施する場合でも、当該ガイドラインを併用することによって、より確実に騒音防止対策を講じることが期待できる。

(3) 規制的手法との関係

騒音ラベリング制度等の実施に当たっては、その効果等を踏まえ、将来的には規制的手法と騒音ラベリング制度等との比較考量を十分行い、施設毎に対応のあり方を検討する必要がある。特定施設以外の施設に騒音ラベリング制度等を一定期間導入しても低騒音化の効果が得られない場合、特定施設に追加することも検討する。また、逆に特定施設について騒音ラベリング制度等を一定期間導入し、十分な低騒音化が確認できた場合は特定施設から除外することも検討する。

5. 未規制施設等の低騒音化に向けた対応方針

5. 1 未規制施設等の取扱いに係る検討

3. に示す「特定施設の追加等に関する基本的な考え方」及び4. に示す「規制以外の多様な騒音対策手法の導入に関する方針」を踏まえ、各対象施設の取扱いについて検討を行った。この主要な検討結果は次のとおりである。

(1) 追加検討施設（ボイラ、冷凍機、冷却塔）について

(ボイラ)

- ・平成8年騒音未規制施設専門委員会中間報告「騒音規制法の規制対象施設の在り方について」において、騒音レベルが選定要件を満たしていないものが含まれていることなどから、追加対象施設とはしないものの「当該施設が設置されている工場・事業場の種類、割合及び規模（定格出力）、最近の当該施設の騒音レベル等について測定データを増やす等の数多くの詳細で必要な調査を行い、規制効果の高い方策の検討を行う必要がある。」とされたところである。今般、測定データを増やし、再度検討したが、明確な状況の変化は見られなかった。
- ・施設に係る騒音苦情件数が、工場・事業場に係る苦情のうち1%以上(1.7%：平成17年度)であるものの、ここ十数年において苦情件数は減少傾向にある。
- ・概ね10以上の都道府県及び政令指定都市が条例により規制している。ただし、地方公共

団体の意向として、半数以上（58％）は特定施設の追加は必要ではないと回答している（24％は追加の必要ありと回答）。

- ・施設が全国的に普及しており、設置台数は1万台以上（全国設置数：約14万台（大気汚染防止法届出数のみ集計））である。
- ・一つのボイラにおいて騒音が発生する箇所が多岐にわたることから、騒音ラベリング制度の導入可能性については更なる詳細な検討が必要であるが、各種ガイドライン導入による対応の可能性が期待される施設である。

なお、ボイラは比較的小規模な貫流ボイラが多く（年間出荷台数の90％超が貫流ボイラ）、多くの小規模事業者が小規模ボイラを設置していることも配慮すべき事項である。

（冷凍機）

- ・平成8年騒音未規制施設専門委員会中間報告「騒音規制法の規制対象施設の在り方について」において、騒音レベルが選定要件を満たしていないものが含まれていることなどから、追加対象施設とはしないものの「当該施設が設置されている工場・事業場の種類、割合及び規模（定格出力）、最近の当該施設の騒音レベル等について測定データを増やす等の数多くの詳細に必要な調査を行い、規制効果の高い方策の検討を行う必要がある。」とされたところである。今般、測定データを増やし、再度検討したが、明確な状況の変化は見られなかった。
- ・施設に係る騒音苦情件数が工場・事業場に係る苦情のうち、1％以上（2.3％：平成17年度）であるものの、ここ十数年において苦情件数は減少傾向にある。
- ・概ね10以上の都道府県及び政令指定都市が条例により規制している。ただし、地方公共団体の意向として、半数以上（52％）は特定施設の追加は必要ではないと回答している（29％は追加の必要ありと回答）。
- ・施設が全国的に普及しており、設置台数は1万台以上（全国設置数：1381万台（社団法人日本冷凍空調工業会による推計値））である。
- ・騒音ラベリング制度の導入により対応できることが期待される施設であり、また、各種ガイドライン導入による対応の可能性が期待される施設である。

なお、多くの小規模事業者が小規模冷凍機を設置していること及び冷凍機の全国設置台数が、騒音規制法に基づく特定施設の設置台数（約154万施設）と比較して、約10倍であることにも配慮すべきである。

（冷却塔）

- ・平成8年騒音未規制施設専門委員会中間報告「騒音規制法の規制対象施設の在り方について」において、騒音レベルが選定要件を満たしていないものが含まれていることなどから、追加対象施設とはしないものの「当該施設が設置されている工場・事業場の種類、割合及び規模（定格出力）、最近の当該施設の騒音レベル等について測定データを増やす等の数多くの詳細に必要な調査を行い、規制効果の高い方策の検討を行う必要がある。」とされたところである。今般、測定データを増やし、再度検討したが、明確な状況の変化は見られなかった。
- ・施設に係る騒音苦情件数が工場・事業場に係る苦情のうち、1％以上（1.6％：平成17年度）であるものの、ここ十数年において苦情件数は減少傾向にある。

- ・概ね 10 以上の都道府県及び政令指定都市が条例により規制している。ただし、地方公共団体の意向として、半数以上（56%）は特定施設の追加は必要ではないと回答している（26%は追加の必要ありと回答）。
- ・施設が全国的に普及しており、設置台数は 1 万台以上（全国設置数：推定 19 万台）である。
- ・騒音ラベリング制度の導入により対応できることが期待される施設である。なお、既に自主的に業界団体による騒音ラベリング制度が導入されており、これも参考とされるものである。この他、各種ガイドライン導入による対応の可能性が期待される施設である。
- ・騒音規制法では、原動機の定格出力が 7.5kw 以上の送風機を規制対象としている。冷却塔は特定施設とされていないが、原動機の定格出力が 7.5kw 以上の送風機を使用しているものについては、届出対象施設となる。地方公共団体に対するアンケート調査結果によると 26%が届出対象としておらず地方公共団体によって対応が異なっている。

（2）除外検討施設について

（スクリー式圧縮機）

- ・過半数の騒音レベルが選定要件を超過しており、既に設置されている施設では騒音レベルが大きいものがある。
- ・スクリー式圧縮機については不明であるが、空気圧縮機等全体では施設に係る騒音苦情件数が工場・事業場に係る苦情のうち、1%以上(10.6%：平成 17 年度)である。また、苦情件数はほぼ横ばいである。
- ・地方公共団体の意向としては、半数以上（85%）は特定施設からの除外は必要ないと回答している（除外の必要ありと回答したのは 0%）。
- ・施設が全国的に普及しており、設置台数は 1 万台以上（全国設置台数不明、年間出荷台数：推定約 1.9 万台）である。
- ・スクリー式圧縮機は大部分がエンクロージャー（防音カバー）付きであり、業界においても低騒音化が進められている。騒音ラベリング制度の導入により対応できることが期待される。また、各種ガイドライン導入による対応の可能性が期待される施設である。

5. 2 対応方針

5. 1を踏まえ、対象施設については次のとおりとすることが適当である。

（1）ボイラについて

ボイラについては、現時点では規制の対象とすることは適当ではないが、今後とも引き続き、規制以外の手法である「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の対応も含め、施設の低騒音化に向けた在り方を幅広く検討する必要がある。

（2）冷凍機について

冷凍機については、現時点では規制の対象とすることは適当ではないが、今後とも引き続き、規制以外の手法である「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の対応も含め、施設の低騒音化に向けた在り方を幅広く検討する必要がある。

（3）冷却塔について

冷却塔については、原動機の定格出力が 7.5kw 以上の送風機を有するものを特定施設と

して明確にする必要がある。また、7.5kw 未満のものについては、規制以外の手法である「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の対応を含め、施設の低騒音化に向けた在り方を幅広く検討する必要がある。

(4) 除外検討施設（スクリー式圧縮機）について

除外検討施設（スクリー式圧縮機）については、現時点では、騒音規制法の規制対象から除外することは適当ではないが、低騒音化に向けた取り組みがなされていることから、規制以外の手法である「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の検討も併せて進め、効果的かつ効率的な施設の低騒音化に向けた在り方を幅広く検討する必要がある。

6. 今後の検討に当たっての課題

これまでに述べたように、今後の工場・事業場における騒音対策の推進に当たっては、個々の騒音発生施設の騒音レベル、施設の普及台数、苦情件数、地方公共団体における条例化等の状況を総合的に勘案し、従前からの規制的手法とともに、情報的手法としての「騒音ラベリング制度」や「各種ガイドライン」など多様な政策手段を用いた対応が求められる。

また、多様な政策手段の検討に当たっては、以下に示す事項について併せて検討していく必要がある。

- (1) 規制的手法と情報的手法等の有機的な組み合わせ等についてさらに検討していく必要がある。
- (2) 騒音ラベリング制度や各種ガイドラインの導入に当たっては、騒音レベル等に加え、周波数特性を踏まえた騒音対策についても考慮することが必要である。
- (3) 地方分権改革の推進に関する政策を踏まえ、国の法律による規制と地方公共団体の条例に基づく規制等との関係を十分踏まえ、望ましい騒音行政の在り方に関する検討が必要である。また、各地方公共団体の条例による規制等の状況を全体的に把握できる情報整備の仕組みも必要である。